

改正案	現行
<p>（受給資格証の交付等）</p> <p>第六条 管轄公共職業安定所の長は、退職の際施行令第十條に規定する職員（以下「特例職員」という。）以外の受給資格者から前條の規定による退職票の提出及び求職の申込みを受けたときは、別記様式第三（その一）による失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証（その一）」という。）を当該受給資格者に交付しなければならない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 受給資格者は、受給資格証（特例職員以外の受給資格者については受給資格証（その一））を、特例職員である受給資格者については受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては別記様式第三の二による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては別記様式第三の二による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に出頭した失業の認定日に管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>6 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付し</p>	<p>（受給資格証の交付等）</p> <p>第六条 管轄公共職業安定所の長は、施行令第十條に規定する職員（以下「特例職員」という。）以外の受給資格者から前條の規定による退職票の提出及び求職の申込みを受けたときは、別記様式第三（その一）による失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証（その一）」という。）を当該受給資格者に交付しなければならない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	

なければならぬ。

(受給期間延長の申出)

第八条 法第十条第一項の規定による申出は、別記様式第四による受給期間延長申請書に受給資格証又は退職票を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2
2
6 (略)

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第十三条 受給資格者は、法第十条第九項第一号又は同条第十項第一号若しくは第二号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、別記様式第八の二による公共職業訓練等受給証明書に受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならない。第八条第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2
(略)

(準用)

第十九条 第三条、第五条前段、第六条第五項及び第六項、第九条第二項、第十一条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第二項各号を

(受給期間延長の申出)

第八条 法第十条第一項の規定による申出は、別記様式第四による受給期間延長申請書に受給資格証（特例職員以外の受給資格者については受給資格証（その一）を、特例職員である受給資格者については受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）又は退職票を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2
2
6 (略)

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第十三条 受給資格者は、法第十条第九項第一号又は同条第十項第一号若しくは第二号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受給証明書に受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならない。第八条第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2
(略)

(準用)

第十九条 第三条、第五条前段、第九条第二項、第十一条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第二項各号を除く。）中「法第十条第一

除く。)中「法第十条第一項又は第二項」とあるのは「法第十条第四項又は第五項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「法第十条第一項」とあるのは「法第十条第四項」と、「別記様式第六による失業認定申告書」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格者(特例職員以外の高年齢受給資格者)については高年齢受給資格証(その一)を、特例職員である高年齢受給資格者については高年齢受給資格証(その二)をいう。以下同じ。)」と、「法第十条第一項に規定する期間内(在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内に)」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2

第三条、第五条前段、第六条第五項及び第六項、第九条第二項、第十一条第一項及び第十三条並びに第十五条から第十七条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第九条第二項各号を除く。)中「法第十条第一項又は第二項」とあるのは「法第十条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「法第十条第一項」とあるのは「法第十条第六項」と、「別記様式第六による失業認定申告書」とあるのは「別記様式第十一による特例受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「特例受

項又は第二項」とあるのは「法第十条第四項又は第五項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「法第十条第一項」とあるのは「法第十条第四項」と、「別記様式第六による失業認定申告書」とあるのは「別記様式第十の二による高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証(特例職員以外の高年齢受給資格者)については高年齢受給資格証(その一)を、特例職員である高年齢受給資格者については高年齢受給資格証(その二)をいう。以下同じ。)」と、「法第十条第一項に規定する期間内(在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内に)」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2

第三条、第五条前段、第九条第二項、第十一条第一項及び第十三条並びに第十五条から第十七条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第九条第二項各号を除く。)中「法第十条第一項又は第二項」とあるのは「法第十条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「法第十条第一項」とあるのは「法第十条第六項」と、「別記様式第六による失業認定申告書」とあるのは「別記様式第十一による特例受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証(特例職員以外の

給資格証（特例職員以外の特例受給資格者については特例受給資格証（その一）を、特例職員である特例受給資格者については特例受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）と、「法第十条第一項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内）」とあるのは「当該退職票又は退職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

第二十一条 受給資格者又は法第十条第十一項に規定する者は、同条第十項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の二による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の三による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の四による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当

特例受給資格者については特例受給資格証（その一）を、特例職員である特例受給資格者については特例受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）と、「法第十条第一項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内）」とあるのは「当該退職票又は退職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

第二十一条 受給資格者又は法第十条第十一項に規定する者は、同条第十項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の二による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の三による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十二による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、法第十条第十項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十三による移転費に相当する退職手当支給申請書に、又は同項第六号の規定による退職手当にあつては別記様式第十四による

2

(略)

する退職手当にあつては別記様式第十二による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、法第十条第十項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十三による移転費に相当する退職手当支給申請書に、又は同項第六号の規定による退職手当にあつては別記様式第十四による広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならぬ。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2

(略)

広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならぬ。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

国家公務員退職書

① 平成 年 月 日交付		② 所 署 名		③ 所 属 会 社 名	
④ 氏 名	⑤ 性 別 男・女	⑥ 生年月日 及び年齢	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	退職した職員	
⑦ 住所又は居所			⑧ 勤続年数		年 月
⑨ 就職年月日	年 月 日	⑩ 勤年形態 (A) 月給・初給・退職等 (B) 日給・時間給・出来高 払制等	⑪ 受給資格 区分	(A) 一般受給資格	⑫ 退職時支払われた 一般の退職手当等の額
⑩ 退職年月日	年 月 日			(B) 高年齢受給資格	
⑬ (A) 基本となる勤年が月、選その他一定の期間によって定められている者			⑭ (B) 基本となる勤年が、日、時間、出来高払制その他の種別制によって定められている者		
退職の月前6月に支払われた勤年の総額			退職の月前6月における労働日数		
1 俸給	円	(C) 日、時間、出来高払制その他の種別制による勤年	(D) 月、選その他の一定の期間によって定められていた勤年	⑯ 賃金日額 円	⑰ 退職時の 俸給月額
2 扶養手当	円				
3 地域手当 (又はこれに相当する給年)	円	円	円	円	円
4 経費動支手当	円	円	円	円	円
5 平高	円	円	円	円	円
6 平高	円	円	円	円	円
7 平高	円	円	円	円	円
8 平高	円	円	円	円	円
9 平高	円	円	円	円	円
10 平高	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円
⑱ 退職事由		別紙のとおり			
⑲ 退職事由		別紙のとおり			
⑳ 上記の記載事項を確認する。		(退職した職員の氏名) 円			
㉑ 官署又は事務所	所在地				
㉒ 官署又は事務所	名称				
㉓ 所属庁等の長の氏名及び印					
㉔ 官署又は事務所記載欄	印		公共職業安定所記載欄		

(日本工業規格A列4)

国家公務員退職書

① 平成 年 月 日交付		② 所 署 名		③ 所 属 会 社 名	
④ 氏 名	⑤ 性 別 男・女	⑥ 生年月日 及び年齢	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	退職した職員	
⑦ 住所又は居所			⑧ 勤続年数		年 月
⑨ 就職年月日	年 月 日	⑩ 勤年形態 (A) 月給・初給・退職等 (B) 日給・時間給・出来高 払制等	⑪ 受給資格 区分	(A) 一般受給資格	⑫ 退職時支払われた 一般の退職手当等の額
⑩ 退職年月日	年 月 日			(B) 高年齢受給資格	
⑬ (A) 基本となる勤年が月、選その他の一定の期間によって定められている者			⑭ (B) 基本となる勤年が、日、時間、出来高払制その他の種別制によって定められている者		
退職の月前6月に支払われた勤年の総額			退職の月前6月における労働日数		
1 俸 給	円	(C) 日、時間、出来高払制その他の種別制による勤年	(D) 月、選その他の一定の期間によって定められていた勤年	⑯ 賃金日額 円	⑰ 退職時の 俸給月額
2 扶 養 手 当	円				
3 地 域 手 当 (又はこれに相当する給年)	円	円	円	円	円
4 経 費 動 支 手 当	円	円	円	円	円
5 平 高	円	円	円	円	円
6 平 高	円	円	円	円	円
7 平 高	円	円	円	円	円
8 平 高	円	円	円	円	円
9 平 高	円	円	円	円	円
10 平 高	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円
⑱ 退職時に支払われた 一般の退職手当等の額		円		説明欄	円
⑲ 退職事由		別紙のとおり			
⑳ 上記の記載事項を確認する。		(退職した職員の氏名) 円			
㉑ 官署又は事務所	所在地				
㉒ 官署又は事務所	名称				
㉓ 所属庁等の長の氏名及び印					
㉔ 官署又は事務所記載欄	印		公共職業安定所記載欄		

(日本工業規格A列4)

別記様式第2（第4条関係）（表面）

国家公務員在職票

① 平成 年 月 日交付

退職した職員	② 氏名		③ 性別	男・女
	④ 生年月日及び年齢	昭和 平成	年 月 日	満 歳
	⑤ 住所又は居所			
	⑥ 就職年月日	平成	年 月 日	
	⑦ 退職年月日	平成	年 月 日	
	⑧ 勤続期間	月		
	⑨ 退職時の身分又は雇用区分			
⑩ 上記の事項を確認する。		(退職した職員の氏名)		㊟
上記のとおり在職していたことを証明する。				
⑪ 官署又は事務所	所在地			
	名称			
⑫ 所属庁等の長の氏名印		㊟		

〔日本工業規格A列4〕

別記様式第2（第4条関係）（表面）

国家公務員在職票

① 平成 年 月 日交付

退職した職員	② 氏名		③ 性別	男・女
	④ 生年月日及び年齢	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	満 歳
	⑤ 住所又は居所			
	⑥ 就職年月日	平成	年 月 日	
	⑦ 退職年月日	平成	年 月 日	
	⑧ 勤続期間	月		
	⑨ 退職時の身分又は雇用区分			
⑩ 上記の事項を確認する。		(退職した職員の氏名)		㊟
上記のとおり在職していたことを証明する。				
⑪ 官署又は事務所	所在地			
	名称			
⑫ 所属庁等の長の氏名印		㊟		

〔日本工業規格A列4〕

別記様式第3（その1）（第6条関係）

支給番号		所属会社名	
失業者退職手当受給資格証			
受給者	氏名	男・女	年齢 満歳
給	住所又は居所		
資	退職年月日	平成 年 月 日	退職事由
格	求職年月日	平成 年 月 日	勤続期間
者	受給期間満了年月日	平成 年 月 日	年 月
待期日数		日	所定給付日数
待期満了年月日		平成 年 月 日	最初の失業認定日
失業の認定日及び支給日		毎月 日	基本手当の日額
公共職業訓練等	受講開始	平成 年 月 日	受講手当
	受講終了予定	平成 年 月 日	技能習得手当
			特定職種受講手当
			通所手当
寄宿手当			
管轄公共職業安定所	所在地	公共職業安定所 印	
交付年月日	平成 年 月 日		

(第1面)

(日本工業規格B列7)

別記様式第3（その1）（第6条関係）

支給番号		所属会社名	
失業者退職手当受給資格証			
受給者	氏名	男・女	年齢 満歳
給	住所又は居所		
資	退職年月日	平成 年 月 日	勤続期間
格	求職年月日	平成 年 月 日	年 月
者	受給期間満了年月日	平成 年 月 日	
待期日数		日	所定給付日数
待期満了年月日		平成 年 月 日	最初の失業認定日
失業の認定日及び支給日		毎月 日	基本手当の日額
公共職業訓練等	受講開始	平成 年 月 日	受講手当
	受講終了予定	平成 年 月 日	技能習得手当
			特定職種受講手当
			通所手当
寄宿手当			
管轄公共職業安定所	所在地	公共職業安定所 印	
交付年月日	平成 年 月 日		

(第1面)

(日本工業規格B列7)

別記様式第3（その2）（第6条関係）

(特例職員用)					
支給番号		所属会計名			
失業者退職手当受給資格証					
受給資格者	氏名			男・女	年齢 満 歳
	住所又は居所				
	退職年月日	平成 年 月 日	退職事由		
	求職年月日	平成 年 月 日	勤続期間		
	受給期間満了年月日	平成 年 月 日	年 月		
待期日数	日	所定給付日数	日		
待期満了年月日	平成 年 月 日	最初の失業認定日	平成 年 月 日		
失業の認定日及び支給日	毎月 日	基本手当の日額	円		
公共職業訓練等	受講開始	平成 年 月 日	技能習得手当	月額 円	支給開始 日 月 日
	受講終了予定	平成 年 月 日	特定職種受講手当	月額 円	支給開始 日 月 日
			通所手当	月額 円	支給開始 日 月 日
	寄宿手当	月額 円	支給開始 日 月 日		
管轄公共職業安定所	所在地				
	名称	公共職業安定所 印			
所轄官署	所在地				
	名称	印			
交付年月日	平成 年 月 日				

（日本工業規格B列7）

別記様式第3（その2）（第6条関係）

(特例職員用)					
支給番号		所属会計名			
失業者退職手当受給資格証					
受給資格者	氏名			男・女	年齢 満 歳
	住所又は居所				
	退職年月日	平成 年 月 日	勤続期間		
	求職年月日	平成 年 月 日	年 月		
	受給期間満了年月日	平成 年 月 日			
待期日数	日	所定給付日数	日		
待期満了年月日	平成 年 月 日	最初の失業認定日	平成 年 月 日		
失業の認定日及び支給日	毎月 日	基本手当の日額	円		
公共職業訓練等	受講開始	平成 年 月 日	技能習得手当	月額 円	支給開始 日 月 日
	受講終了予定	平成 年 月 日	特定職種受講手当	月額 円	支給開始 日 月 日
			通所手当	月額 円	支給開始 日 月 日
	寄宿手当	月額 円	支給開始 日 月 日		
管轄公共職業安定所	所在地				
	名称	公共職業安定所 印			
所轄官署	所在地				
	名称	印			
交付年月日	平成 年 月 日				

(第1面)

（日本工業規格B列7）

別記様式第3の2 (第6条関係) (表面)

受給資格者^{氏名}
住所 変更届

支給番号					
新氏名					
1 氏名	フリガナ				
	新				
	旧				
2 住所	新				
	旧				
3 生年月日	昭和 年 月 日 平成	4 変更年月日	平成 年 月 日		
<p>失業者の退職手当支給規則第6条第5項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>平成 年 月 日 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 印 公共職業安定所長 殿</p> <p>支給番号 (_____) 電話番号 (_____)</p>					
備考					※口座名義変更確認欄
所長		次長		課長	
				係長	
				係	

(日本工業規格 A 列 4)

(新設)

別記様式第3の2 (裏面)

注 意 事 項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

(新設)

請求時期 月 日 時から 時まで		失業認定申告書 (該当のところに○印を付け必要な事項を記載して下さい。)													
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は平働を行いましたか。	イ した	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	ロ しない	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31	29	30	31								
②内職又は平働をして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあつた日 月 日	収入額 円	何日分の収入か 日分	収入のあつた日 月 日	収入額 円	何日分の収入か 日分	収入のあつた日 月 日	収入額 円	何日分の収入か 日分						
③失業の認定を受けようとする期間中に引き続き就職先を探しましたか。	(イ) 就職活動をした方法														
イ 探した	求職活動の方法		活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容										
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等														
	(ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等														
	(ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等														
	(ニ) 公的機関等による職業相談等														
ロ 探さなかつた	(イ) (ロ)の求職活動以外で、事業所の求人に応じたことがある場合には、下欄に記載してください。														
	事業所名、経路	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果									
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他										
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他										
	(その理由を具体的に記載して下さい。)														
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに志じられますか。	イ 志じられる ロ 志じられない	志じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的な事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他													
⑤就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職 ロ 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 月 日より就職(予定) 月 日より自営業開始(予定)												
失業者の送付手当支給規則第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 受給資格者番号() 受給資格者氏名															
公共職業安定所記載欄	認定対象期間 年 月 ~ 年 月	認定日数 日	連絡事項	取扱者印											

次回認定日 月 日 時から 時まで		失業認定申告書 (該当のところに○印を付け必要な事項を記載して下さい。)													
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労をした人は、した日を次の欄に記載して下さい。													
	ロ しない	月/日													
		月/日													
		月/日													
		月/日													
		合計 日													
②失業の認定を受けようとする期間中に内職又は平働をしましたか。	イ した	(1) 内職又は平働をした人は、した日を次の欄に記載して下さい。													
	ロ しない	月/日													
		月/日													
		月/日													
		月/日													
		合計 日													
③失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続き就職先を探しましたか。	イ 探した ロ 探さなかつた	事業所名	応募の動機	職種	応募の結果										
			安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他												
			安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他												
			安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他												
		(その理由を具体的に記載して下さい。)													
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに志じられますか。	イ 志じられる ロ 志じられない	志じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的な事情のため(例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他													
失業者の送付手当支給規則第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 受給資格者番号() 受給資格者氏名															
公共職業安定所記載欄	認定対象期間 年 月 ~ 年 月	認定日数 日	連絡事項	取扱者印											

別記様式第6（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び②欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のも（1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第6（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のも（1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ④欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第7 (第12条関係) (裏面)

公共職業訓練等受講届											
①受給資格者に関する事項	氏名		受給資格証番号								
	住所又は居所										
②公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第23条第1項第3号の講習及び訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第3条に基づく職業訓練					
	(2)職種	(3)期間		(4)昼夜間の別			昼間・夜間				
	(5)受講開始年月日	平成 年 月 日	(6)終了予定年月日	平成 年 月 日							
	この欄の記載事項に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設長の職 氏名) 印										
③寄宿に関する事項	(1)寄宿の事実 有・無		(2)寄宿開始年月日 平成 年 月 日								
	(3)寄宿前の住所又は居所										
④家族の状況	(4)家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	国籍・別居の別	別居している者の住所又は居所				
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名											
失業者の退職手当支給規則第12条第1項の規定により上記のとおり届けます。 平成 年 月 日 受給資格者氏名 印 公共職業安定所長 殿											
※ 処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定	所長	次長	課長	係長	係	係		

〔日本工業規格A列4〕

別記様式第7 (第12条関係) (表面)

公共職業訓練等受講届											
①受給資格者に関する事項	氏名		受給資格証番号								
	住所又は居所										
②公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 福祉労働法等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項第3号の講習及び訓練	4 障害者の雇用の促進等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	6 沖縄振興特別措置法第3条に基づく職業訓練				
	(2)職種	(3)期間		(4)昼夜間の別			昼間・夜間				
	(5)受講開始年月日	平成 年 月 日	(6)終了予定年月日	平成 年 月 日							
	この欄の記載事項に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設長の職 氏名) 印										
③寄宿に関する事項	(1)寄宿の事実 有・無		(2)寄宿開始年月日 平成 年 月 日								
	(3)寄宿前の住所又は居所										
④家族の状況	(4)家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	国籍・別居の別	別居している者の住所又は居所				
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名											
失業者の退職手当支給規則第12条第1項の規定により上記のとおり届けます。 平成 年 月 日 受給資格者氏名 印 公共職業安定所長 殿											
※ 処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定	所長	次長	課長	係長	係	係		

〔日本工業規格A列4〕

別記様式第 8 (第12条関係)

公共職業訓練等通所票

順路	①通所方法の別	②区間	③距離 (概算)	④乗車券等の 種別	⑤左欄の乗車 券等の額 (1乗月分)	⑥備考
1		住居から() 経由) まで	***-**		円	
2		から() まで	***-**		円	
3		から() まで	***-**		円	
4		から() まで	***-**		円	
5		から() まで	***-**		円	
6		から() まで	***-**		円	
計			***-**		円	
⑦届出理由 1 新 規 2 住所又は居所の変更 3 通所経路の変更 4 通所方法の変更 5 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 平成 年 月 日						
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設長の職 氏名) 印						
失業者の通所手当支給規則第12条第1項の規定により上記のとおり届けます。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 受給資格証番号() 受給資格者 住 所 氏 名 印						
密 封 用	該当	イ 交通機関等利用 ロ 自転車等利用 (イ) 通所不便の者 (ロ) (イ)以外の者				
	非該当理由					
通 所 手 当	通所手当の月額	決 定 年 月 日		所	次	額
	円	平成 年 月 日		長	長	長

(日本工業規格A列4)

注 意

- この届出には、通常行っている通所の実態のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- ①欄には、通所の経路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記載すること。
- ②欄には、1乗月定期券、10枚回数券、乗車券等の別を記載すること。
- ④欄には、③欄の乗車券等を参照して1乗月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合には、通所2回分の運賃等の額を記載すること。
- ⑤欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその別を併記し、通所経路を記載すること。
- ⑥欄は、その額を算出する主な通所に該当する者ものの番号を○で囲むこと。
- ※用欄には、記載しないこと。

別記様式第 8 (第12条関係)

公共職業訓練等通所票

順路	①通所方法の別	②区間	③距離 (概算)	④乗車券等の 種別	⑤左欄の乗車 券等の額 (1乗月分)	⑥備考
1		住居から() 経由) まで	***-**		円	
2		から() まで	***-**		円	
3		から() まで	***-**		円	
4		から() まで	***-**		円	
5		から() まで	***-**		円	
6		から() まで	***-**		円	
計			***-**		円	
⑦届出理由 1 新 規 2 住所又は居所の変更 3 通所経路の変更 4 通所方法の変更 5 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 平成 年 月 日						
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設長の職 氏名) 印						
失業者の通所手当支給規則第12条第1項の規定により上記のとおり届けます。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 受給資格証番号() 受給資格者 住 所 氏 名 印						
密 封 用	該当	イ 交通機関等利用 ロ 自転車等利用 (イ) 通所不便の者 (ロ) (イ)以外の者				
	非該当理由					
通 所 手 当	通所手当の月額	決 定 年 月 日		所	次	額
	円	平成 年 月 日		長	長	長

(日本工業規格A列4)

注 意

- この届出には、通常行っている通所の実態のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- ①欄には、通所の経路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記載すること。
- ②欄には、1乗月定期券、10枚回数券、乗車券等の別を記載すること。
- ④欄には、③欄の乗車券等を参照して1乗月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合には、通所2回分の運賃等の額を記載すること。
- ⑤欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその別を併記し、通所経路を記載すること。
- ⑥欄は、その額を算出する主な通所に該当する者ものの番号を○で囲むこと。
- ※用欄には、記載しないこと。

公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

支給番号		支給区分(1) 未支給、空欄 未支給以外)							
待期終了年月日	平成 年 月 日								
支給期間	初日	平成 年 月 日	末日	平成 年 月 日					
額定日数	受講日数	通所日数	特定職種受講日数	有償日数					
内職(労働日数、収入額)		円	就業手当支給日数	早期就業訓練支給日数					
1 受講者氏名	2 証明対象期間		平成 年 月						
3 訓練受講職種									
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。			1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日(日・祝日等)			—印						
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち			8	9	10	11	12	13	14
イ 疾病又は負傷による場合			○印						
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合			△印						
ハ やむを得ない理由がない場合			×印						
5 特記事項			15	16	17	18	19	20	21
上記の特記事項に類りのないことを証明する。			22	23	24	25	26	27	28
平成 年 月 日			29	30	31				
(公共職業訓練等の施設長の職氏名)			印						
6 2の期間中に犯罪、従労、内職又は平仮いをしましたか。			イ した □ しない						
7 2の期間中に内職又は平仮いをして収入を得ましたか。			イ 得た □ 得ない						
8 書類の有無	有()・無								
上記のとおり申告します。									
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設長に委任します。									
平成 年 月 日									
受講者氏名			印						
支給番号()									
公共職業安定所長 殿									
9 送附事項									
備考									
所長		次長		課長		係長		係	

(新設)

別記様式第8の2 (裏面)

注 意 事 項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもので(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受渡者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

(新設)

別記様式第9（第14条関係）（表面）

傷病手当に相当する透視手当支給申請書

		支給資格証番号			
申請者	①氏名	②性別	男・女	③生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
診療担当者の証明	④ 傷病の名称及びその程度				
	⑤ 初診年月日	平成 年 月 日			
	⑥ 傷病の経過	平成 年 月 日 始り、転医、中止、継続中			
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	平成 年 月 日から	} 日間		
		平成 年 月 日まで	}		
	⑧ 上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 電話番号 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 印				
支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)			
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで	日間		
		平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで	日間		
	⑪ 傷病手当に相当する透視手当の支給を受けようとする期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで	日間		
	⑫ 内職若しくはアルバイトをした日又は収入のあった日、その額を記入してください。	内職又はアルバイトをした日 月 月 月	収入のあった日 月 日 収入額 円	割合分の収入か 日分	収入のあった日 月 日 収入額 円 割合分の収入か 日分
	失業者の透視手当支給規則第14条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する透視手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿				
※給付期間	支給期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間				
	所長	次長	課長	係長	保

(日本工業規格A列4)

別記様式第9（第14条関係）（裏面）

傷病手当に相当する透視手当支給申請書

		支給資格証番号			
申請者	①氏名	②性別	男・女	③生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
診療担当者の証明	④ 傷病の名称及びその程度				
	⑤ 初診年月日	平成 年 月 日			
	⑥ 傷病の経過	平成 年 月 日 始り、転医、中止、継続中			
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	平成 年 月 日から	} 日間		
		平成 年 月 日まで	}		
	⑧ 上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 電話番号 診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者氏名 印				
支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)			
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで	日間		
		平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで	日間		
	⑪ 傷病手当に相当する透視手当の支給を受けようとする期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで	日間		
	失業者の透視手当支給規則第14条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する透視手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿				
※給付期間	支給期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間				
	所長	次長	課長	係長	保

(日本工業規格A列4)

別記様式第9（裏面）

- 1 この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者を添えること。
- 3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑩欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑩欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- 5 ⑪欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ⑫欄の下に申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第9（裏面）

- 1 この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者を添えること。
- 3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑪欄には、⑧欄の期間のうち、⑪欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑪欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第10の2 (第19条関係) (表裏)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をされましたか。	<input type="checkbox"/> イ した <input type="checkbox"/> ロ しない	就職又は就労した人は、した月日を記載して下さい。	
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	<input type="checkbox"/> イ 探した <input type="checkbox"/> ロ 探さなかつた	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> イ 応じられる <input type="checkbox"/> ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭の事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
④就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	<input type="checkbox"/> イ 就職 <input type="checkbox"/> ロ 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職 月 日より就職 (予定)	(就職先事業所) 月 日より自営業開始 (予定)
失業者の退職手当支給規則第19条第1項において準用する第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 公共職業安定所長 殿 印			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

(日本工業規格A列4)

別記様式第10の2 (第19条関係) (表裏)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をされましたか。	<input type="checkbox"/> イ した <input type="checkbox"/> ロ しない	就職又は就労した月日を記載して下さい。	
②失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続き就職先を探しましたか。	<input type="checkbox"/> イ 探した <input type="checkbox"/> ロ 探さなかつた	(イ) 知人の紹介により求人者に面接 (求職の申込み) をした。 (その月日、事業所名、結果について具体的に記載して下さい。) (ロ) 新聞広告により応募した。 (その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記載して下さい。) (ハ) その他 (具体的に記載して下さい。) (その理由を具体的に記載して下さい。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> イ 応じられる <input type="checkbox"/> ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭の事情のため (例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
失業者の退職手当支給規則第19条第1項において準用する第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 公共職業安定所長 殿 印			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

(日本工業規格A列4)

別記様式第10の2（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記様式第10の2（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○○会社へ面接にいったが、賃金が低いので断つた」などと、具体的に記載すること。
- 6 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記様式第11（第19条関係）（裏面）

認定日時 月 日 時から 時まで		特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をされましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労した人は、した月日を記載して下さい。	
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業紹介、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業紹介、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載して下さい。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚、妊娠、育児、介護、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
	ロ 応じられない		
④就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が紹介してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より就職(予定)	
		月 日より自営業開始(予定)	
失業者の退職手当支給規則第19条第2項において適用する第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 公共職業安定所長 殿 印			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

(日本工業規格A列4)

別記様式第11（第19条関係）(表裏)

認定日時 月 日 時から 時まで		特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をされましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労した月日を記載して下さい。	
②失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続き就職先を探しましたか。	イ 探した	(イ) 知人の紹介により求人者に面接(求職の申込み)をした。 (その月日、事業所名、結果について具体的に記載して下さい。) (ロ) 新聞広告により応募した。 (その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記載して下さい。) (ハ) その他(具体的に記載して下さい。)	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載して下さい。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
	ロ 応じられない		
失業者の退職手当支給規則第19条第2項において適用する第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 公共職業安定所長 殿 印			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

(日本工業規格A列4)

別記様式第11（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記様式第 11（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○会社へ面接にいったが、賃金が低いので断つた」などと、具体的に記載すること。
- 6 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記様式第11の3（第21条関係）（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名	住所	〒	(電話)
-------	----	----	---	------

事業主の証明

② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称	事業所番号	
	所在地	(電話)	
	事業の種類		
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	平成 年 月 日	④ 採用内定年月日	平成 年 月 日
⑤ 職種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 平成 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 加給更新各項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)
⑨ 上記の記載事実に関りのないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印			

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。
失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿	

※給付額	所定給付日数	日	備考			
	支給残日数	日				
	支給金額	円				
	支給決定年月日	平成 年 月 日				
	所長	次長	課長	係長	係	操作者

(日本工業規格A列4)

別記様式第11の3（第21条関係）（裏面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名	住所	〒	(電話)
-------	----	----	---	------

事業主の証明

② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称	事業所番号	
	所在地	(電話)	
	事業の種類		
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	平成 年 月 日	④ 採用内定年月日	平成 年 月 日
⑤ 職種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 平成 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月)
⑨ 上記の記載事実に関りのないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印			

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿	

※給付額	所定給付日数	日	備考			
	支給残日数	日				
	支給金額	円				
	支給決定年月日	平成 年 月 日				
	所長	次長	課長	係長	係	操作者

(日本工業規格A列4)

別記様式第11の3（裏面）

- 注意事項
- この申請は、②欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合、特別の事情があると認められない限り受理されない。
 - この申請書には、受給資格に該当する者であることを証明する書類を添付すること。
 - 雇用された受給資格者については、①から③までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者については、①から③まで及び④の欄に記載すること。
 - 申請は正しくするが、偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されること。
 - ⑤欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「□ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
 - ⑥欄は該当する記号を○で囲むこと。
 - 事業主は、⑥欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
 - 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されること。
 - ※印欄には、記載しないこと。

※ 公共職業安定所記載欄

別記様式第11の3（裏面）

注意事項

- この申請は、②欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- この申請書には、受給資格証を添付すること。
- 雇用された受給資格者については、①から③までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者については、①から③まで及び④の欄に記載すること。
- 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されること。
- ⑤欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「□ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- ⑥欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 事業主は、⑥欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されること。
- ※印欄には、記載しないこと。

※ 公共職業安定所記載欄

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

事業主の証明

1. 氏名		2. 受給資格証 番号			
3. 住所 〒					
4. 就職先の 事業所	名称	事業所 番号	- -		
	所在地	〒 (電話番号)			
5. 週間の所定労働時間	時間 分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円		
7. 雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③ 賃金額			④備考
		③A	③B	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8. 上記の記載事項に誤りがないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)					
9. 失業者の退職手当支給規則第21条の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 印					
備 考					
	所 長	次 長	課 長	係 長	係

(新設)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して 6 ヶ月に至った日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては 1 欄から 3 欄まで及び 9 欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては 4 欄から 8 欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1 欄から 3 欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9 欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から 6 ヶ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6 欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - ウ 7 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が 1 箇月中に 2 回以上ある者については各箇月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については箇月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

(新設)

公共職業安定所記載欄

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名	住所 〒				(電話)	
② 就職先の事業所	名称	事業所番号					
	所在地	(電話)					
	事業の種類						
③ 雇入年月日	平成 年 月 日	④ 採用内定年月日	平成 年 月 日				
⑤ 職種			⑥ 一週間の所定労働時間	時間	分		
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 平成 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)				
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者名)							
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。					
失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿							
※ 処理欄	支給決定年月日	平成 年 月 日					
	所長	次長	課長	係長	係		

(日本工業規格A列4)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名	住所 〒				(電話)	
② 就職先の事業所	名称	事業所番号					
	所在地	(電話)					
	事業の種類						
③ 雇入年月日	平成 年 月 日	④ 採用内定年月日	平成 年 月 日				
⑤ 職種			⑥ 一週間の所定労働時間	時間	分		
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 平成 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月)				
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者名)							
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。					
失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿							
※ 処理欄	支給決定年月日	平成 年 月 日					
	所長	次長	課長	係長	係	操作者	

(日本工業規格A列4)

別記様式第12（裏面）

注意事項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。
- 3 ④欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑤欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※ 公共職業安定所記載欄

別記様式第12（裏面）

注意事項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。
- 3 ④欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 4 ⑤欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※ 公共職業安定所記載欄